

令和5年度宮城県多重債務無料相談会実施要領

1 目的

平成22年6月に改正貸金業法が完全施行され、多重債務者の発生抑制が図られているところであるが、依然として多重債務に関する相談が絶えないことから、多重債務問題の解決と、債務整理や生活再建を支援するため、住民に身近な地域において無料相談会を実施し、潜在的な多重債務者が相談窓口を訪れる機会を提供するとともに、経済的理由を原因とした自殺の防止に資するため、併せて「心の健康相談」を実施する。

2 概要

県庁において、多重債務に関する無料相談会（以下「相談会」という。）を開催する。

(1) 相談会の日時・会場等 下表のとおり

(2) 相談対応者 弁護士、司法書士、東北財務局・県・市町村の消費生活相談員、県の保健師及び心理職など、相談会でそれぞれ必要とする職種にある者、経営相談員、経営指導員

3 主催

宮城県多重債務問題対策会議

【構成団体】東北財務局、東北経済産業局、法テラス宮城、仙台弁護士会、宮城県司法書士会、日本貸金業協会宮城県支部、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、みやぎ青葉の会、宮城県金融広報委員会、宮城県社会福祉協議会、仙台市、宮城県警察本部、宮城県

※後援：宮城県市長会、宮城県町村会

4 実施方法 裏面のとおり

5 日程及び経費等

(1) 個人向け相談

月 日	時 間	会 場	定 員
令和5年12月1日（金）	9:30～16:30	県庁	12人
令和5年12月2日（土）	9:30～16:30	県庁	12人
令和5年12月3日（日）	9:30～16:30	県庁	12人
法律相談（弁護士・司法書士が対応）は10:00～16:00			計36人

イ 相談会に従事する弁護士・司法書士の費用は、交通費を含めて所属する弁護士会・司法書士会、または日本司法支援センター（法テラス）の負担とする。

ロ 相談会に従事する消費生活相談員、保健師等に係る費用は、所属する行政機関の負担とする。

(2) 事業者向け相談

月 日	時 間	会 場	定 員
令和5年12月1日（金）	9:30～16:30	県庁	4人
令和5年12月2日（土）	9:30～16:30	県庁	4人
令和5年12月3日（日）	9:30～16:30	県庁	4人
			計12人

6 相談会の実施方法

(1) 事前予約

① 個人向け相談

(イ) 事前予約制

- ・予約受付期間：令和5年10月30日（月）から11月17日（金）まで
（時間：午前9時から午後5時まで）
- ・予約受付電話：022-211-3126
（宮城県環境生活部消費生活・文化課相談啓発班（消費生活センター）設置の電話）
- ・電子申請システムによる受付

(ロ) 相談カード等の事前送付

予約受付者には、事前に多重債務相談マニュアルによる相談カードと債権者一覧表の様式を送付し、必要事項を記入の上、相談日に持参するよう説明する。併せて、契約書や利用明細書等の書類も持参するよう伝える。

※予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は、引き続き予約を受け付けるもの。

② 事業者向け相談

(イ) 事前予約制

- ・予約受付期間：令和5年10月30日（月）～11月17日（金）
（時間午前9時～正午、午後1時～午後5時）
- ・予約受付電話：022-266-5703
（東北財務局金融監督第三課で受け付ける。）

(ロ) 事前聞き取り

予約受付時に、専門相談員による事前相談電話により、相談者から借入の状況等を聞き取り、予め相談カードを作成する。

※予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は、引き続き予約を受け付けるもの。

(2) 相談会（当日）

① 個人向け相談

- ##### (イ) 初めに消費生活相談員等が相談者と面談して相談の内容を整理し（事前相談）、その後、弁護士・司法書士による法律相談に同席し、必要に応じて相談者をサポートする。

法律相談終了後、消費生活相談員等は、必要に応じて相談者の事後相談に応じる。

※ 相談者1人当たりの相談時間は原則として1時間30分以内とする。

（うち法律相談は30分程度）

- ##### (ロ) 事前予約を前提とし、予約者がいない場合は、当日の弁護士・司法書士による対応はなしとする。

なお、当日、事前予約をしていない相談者が来所した場合は、通常の相談と同様、相談員が内容を整理し、状況に応じてしかるべき関係機関に引き継ぐ等、可能な範囲で対応する。

- ##### (ハ) 無料相談会には生活に困窮している多重債務者が多いと予想されることから、仮に、弁護士・司法書士が受任することになった場合には、弁護士費用・司法書士費用については、その実情に応じ極力低廉な価格に設定し、併せて分割払いを基本とする。

- ##### (ニ) 心の健康相談は事前予約とし、受付時に相談者の希望を確認する。一連の多重債務相談を実施中に消費生活相談員が必要と判断し、相談者の同意が得られた場合、または相談者からの申し出があった場合には、別途、相談先を案内する（別日となる場合もあり）。

心理職等の担当者の対応は、一連の多重債務相談のうち、法律相談終了後に始めることを基本とするが、法律相談中であっても、必要に応じて同席する。

② 事業者向け相談

相談会当日は、経営相談員、経営指導員が解決方法等助言を行う。

※相談者1人当たりの相談時間は原則として1時間30分以内とする。